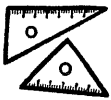


みやこ町古墳フォーラム(11/24開催)記念コンクール①

「わたしの町の過去・現在・未来」絵画コンクール



作品募集

～描いてみよう!みんなの町の「過去・現在・未来」～

◎絵のテーマ つぎのテーマのいずれか一つを選んでください。応募できる作品数は1人につき1点です。

「わたしの町の過去」部門 みなさんの町にある文化財(お寺や神社の建物、古墳、お祭り、古い道具、大きな木など)を描いてください。「古いもの」なら内容は自由です。

「わたしの町の現在」部門 みなさんの町の美しい風景や、好きな場所の様子を描いてください。

「わたしの町の未来」部門 みなさんの町が、ずっと未来にどのような町になっているか、または、どのような町になってほしいか、空想して描いてください。

◎画用紙のサイズ 四つ切りの画用紙を使用してください。使用する画材は自由ですが、油絵は応募できません。

◎応募資格 京築地区(京都郡・行橋市・築上郡・豊前市)に住んでいるか、または通学している小・中・高校生

◎応募方法 応募票(募集パンフレットをご覧ください)に必要事項を記入し、画用紙の裏面に貼り付けて、下記の応募先に郵送または持参してください。作品の応募は、学校単位、個人単位、どちらでも受け付けます。

◎応募締切 平成24年9月28日(必着)

◎応募先・問い合わせ先 みやこ町歴史民俗博物館「絵画コンクール」担当 Tel.0930-33-4666

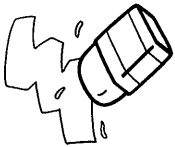
◎賞 グランプリ1点(優秀賞の中から選考)・優秀賞6点・佳作15点以内 応募者全員に記念品を贈呈

◎表彰式 平成24年11月24日(土)、みやこ町立豊津公民館(みやこ町豊津)にて開催する「みやこ町古墳フォーラム」で表彰。



みやこ町古墳フォーラム記念コンクール②

「歴史たんけん作文コンクール」



作品募集

～調べてみよう!日本の歴史、わが町の歴史～

◎募集する作文の内容 みなさんが住む町や地域の歴史、おいしいちゃん・おばあちゃんに聞いた昔の話、歴史の本を読んだ感想、旅行先で調べた歴史など「歴史」に関することなら内容は何でもOK!

◎作文の枚数 作文は400字詰め原稿用紙3枚から5枚程度にまとめてください。

◎応募資格 応募できるのは、京築地区(京都郡・行橋市・築上郡・豊前市)に住んでいるか、または通学している小学5・6年生

◎応募できる作品数 1人につき1点

◎応募方法 作文には、氏名・学校名・学年を必ず書いて、学校単位または個人単位で下記の応募先に郵送または持参してください。

◎応募締切 平成24年9月28日(必着)

◎応募先・問い合わせ先 みやこ町歴史民俗博物館「歴史たんけん作文コンクール」担当 Tel.0930-33-4666

◎賞 最優秀賞1点・優秀賞5点程度 応募者全員に記念品を贈呈

◎表彰式 平成24年11月24日(土)、みやこ町立豊津公民館(みやこ町豊津)にて開催する「みやこ町古墳フォーラム」で表彰。



詳しくは「みやこ町デジタル・ミュージアム」(<http://www.miyako-museum.jp>)に掲示の募集パンフレットをご覧ください。

みやこの歴史発見伝 59

古文書が語る村の生活と文化 10

村の家伝薬

山鹿村恵助の「神教丸」

【史料】

山鹿村

一、私儀、近來病身ニ罷成、御作方丈夫ニ罷成不申ニ付、私家伝之神教丸申薬売業仕度御願申上候、何卒御慈悲之上を以願之通被 仰付被下置候ハ、右余力を以御作方仕入等仕度、此段宜敷御聞通被下置、願之通御免被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、仍願書差上申候、以上

山鹿村 恵助

山鹿村 権次郎

同村庄屋 権次郎

右之通願出申候ニ付、則願書差上申候、以上

井上与三左衛門

長井貞右衛門

(長井手永大庄屋文政十一年日記一月二十六日条)

【解説文】

奉願覚

一、私儀、近來病身ニ罷成、御作方丈夫ニ罷成不申ニ付、私家伝之神教丸申薬売業仕度御願申上候、何卒御慈悲之上を以願之通被 仰付被下置候ハ、右余力を以御作方仕入等仕度、此段宜敷御聞通被下置、願之通御免被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、仍願書差上申候、以上

正月

山鹿村 恵助

同村庄屋 権次郎

右之通願出申候ニ付、則願書差上申候、以上

長井貞右衛門

井上与三左衛門

(長井手永大庄屋文政十一年日記一月二十六日条)

山鹿村恵助家伝薬「神教丸」

上に掲げた史料は、文政十一年(二八二八)に、仲津郡山鹿村(現みやこの町厚川山鹿)の恵助という人が小倉藩に提出した、家伝薬販売の許可願いです。山鹿村庄屋・権次郎と連名で記されたこの許可願いは、大庄屋・長井貞右衛門を経由して、仲津郡を統括する郡奉行・井上与三左衛門に届けられました。本文の意訳は次のとおり。

「私(恵助)は、最近病気を患い、農業をしっかりと行うことが出来ません。つきましては、私の家に伝わる神教丸という薬を販売することを許可していただきたく存じます。ご許可をいただいた上は、その利益を農業経営に必要な物の調達等に充てたいと思います」

別の史料で恵助が言うには、神教丸は「下り腹」「気付け」「虫癩」「食傷」そして「腹中一切の煩い」に効く薬で、これまでは、山鹿村の村人だけに処方してきたものを、これからは小倉藩領全体、また他藩の者でも望む者があれば販売し、遠方へは売り子を派遣してでも広めたい、というのです(長井手永大庄屋文政十一年日記二月二十八日条)。

販売不許可

上に掲げた史料によれば、恵助は病身の筈であり、藩内にとどまらず、他藩にまで家伝薬を売り広めたいという「野心」とは矛盾する

ようにも思えます。ただ当時、この種の願書では「病気等の故障によつて農業経営が難しくなった↓商売をしなければ生活が立ち行かない↓商売の利益が出ればその利益を農業の足しにする」といった論法を用い、かつ、やや大袈裟な言葉を使って書くのがいわば「お決まり」なので、恵助が「病身」というのも、あまり真に受けない方が良いのかもしれません。藩側にとっても、商売の目的が、「御作方丈夫のため」、つまり「農業をしっかりと行うため」＝「年貢をきっちり納めるため」という論法で来られるのが、一番弱い「ツボ」だったでしょう。

ただ、この山鹿村恵助の神教丸販売願いに関しては、結局許可されませんでした。井上与三左衛門が長井貞右衛門に宛てた手紙によると、郡代(農村支配の最高責任者)の「内々」(内々の考え、思うところ)により許可されなかったとのことでした。(同前史料三月三十日条)。

神教丸の正体

ところで、この神教丸については、恵助から藩に提出された、その由来・調合法を記した文書によつて、「正体」を知ることが出来ます。それによると、この神教丸、実は恵助の先祖が発明・発案したオリジナルなものではなく、遠く近江国からもたらされたものでした。

恵助いわく「神教丸、私家伝之儀ハ、先年近江国鳥居本・有川市郎兵衛申者之方、私先祖罷越手授仕候由承り伝来り申候」。つまり、中山道の宿場町・近江国鳥居本(現滋賀県彦根市)の有川市郎兵衛から、恵助の先祖が伝授されたもの、というのです(同前史料三月八日条)。

それが事実かどうかは別に、中山道鳥居本宿では、たしかに「赤玉神教丸」という、有名な健胃薬が製造・販売されていました。言い伝えによれば、万治元年(一六五八)、有川市郎兵衛が薬草数種を配合した薬を参勤交代の大名や旅人の道中薬として売り出したのが始まりといえます。

一般的に、家伝薬の製法は「子相伝なので、九州から来た他人に、製法を教えるようなことは普通考えにくい」と思います。果たして、恵助の先祖は、本当に鳥居本で製法を学んだのでしょうか。恵助自身も「最早数十年隔り候儀ニ而、儀相分り不申候」。つまり、数十年前のことなので、確かなこととは分らない、と言っています(同前史料)。

なお、販売が不許可となった恵助の神教丸が、その後どうなったのか未詳ですが、本場・近江国鳥居本の「赤玉神教丸」は、有川製薬株式会社(本社・滋賀県彦根市)によつて今も製造・販売が続けられています。(川本英紀)